

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための新潟県庁の取組について

本県も緊急事態宣言の対象区域となったことを踏まえ、新潟県庁では、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、以下の取組を進めていきます。

1 職場における感染防止の取組

① 執務スペースの分散化

- ・ 所属の一部の係・班を利用していない会議室に移動
- ・ 県庁舎西回廊講堂等を執務スペースとして活用

② 窓口カウンター等におけるアクリル板等の間仕切りの設置

※ 県税部等で一部実施済み

2 移動時における人との交わりを低減する取組

① 時差出勤の実施

- ・ 所属ごとに早出、通常、遅出の3パターンで勤務（パターンごとの職員数は概ね1/3程度になるように調整）

早出	通常	遅出
7:00～15:45	8:30～17:15	9:00～17:45
7:30～16:15		9:30～18:15
8:00～16:45		10:00～18:45
		10:30～19:15

- ・ 公共交通機関を利用する職員は、原則、早出又は遅出の時差出勤とする。

② 在宅勤務の推進

- ・ 職員は、原則、週に1日は在宅勤務とする。

※ 所属の判断で日数を増やして実施

※ これまでの取組については、別紙のとおり

本件についてのお問い合わせ先
総務管理部人事課 課長補佐 小出
(直通) 025-280-5023 (内線) 2142

別紙

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための これまでの取組について

- 手洗い・咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- 執務室の換気の励行
- 発熱等の風邪症状のある職員の自宅療養の徹底
- 県外に滞在した職員に対する2週間の健康観察の実施
- 出張は必要最低限度とし、4月7日付けの緊急事態宣言の対象区域への出張は原則禁止